

ごみ処理施設調査特別委員会会議録

令和6年9月27日

忠 岡 町 議 会

忠岡町議会ごみ処理施設調査特別委員会会議録

日 時 令和6年9月27日（金）午前10時30分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

ごみ処理施設調査特別委員会委員長	前川 和也
〃 副委員長	河野 隆子
〃 委員	河瀬 成利
〃 委員	今奈良幸子
〃 委員	小島みゆき
〃 委員	二家本英生
〃 委員	是枝 綾子
〃 委員	松井 匡仁
〃 委員	三宅 良矢
〃 委員	尾崎 孝子
〃 委員	勝元由佳子
議長	北村 孝（オブザーバー）

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長	小倉由紀夫		

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

委員長（前川和也議員）

お疲れさまでございます。先ほどの全員協議会に引き続いて、よろしくお願いいたしますします。ただいまより、第10回目の忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会を開会いたします。

（「午前10時30分」開会）

委員長（前川和也議員）

なお、本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたしますします。

委員長（前川和也議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会としては成立いたしております。

委員長（前川和也議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、12番の河野委員を指名いたします。

委員長（前川和也議員）

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶よろしくお願いいたしますします。

町長（杉原健士町長）

皆さん、おはようございます。全協に引き続きまして、ご苦労さんでございます。今日は第10回目ということで、資料に基づきながらしっかりと理事者のほう答えていきますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

ありがとうございました。早速、議事に移ります。

案件 ごみ処理施設の整備運営及び委託処理等の進捗状況について、お手元にご配付しております。資料に基づいて理事者の方より説明をよろしくお願いいたしますします。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

それでは説明のほうさせていただきます。本日は、事前に配付させていただいております資料1を用いて、前回、ご説明させていただきました実施協定についてご報告させていただくとともに、実施協定締結後、進めていくこととなる環境アセスメントの概要

について、資料２を用いてご説明いたします。

なお、参考資料については大阪府の環境アセスメント制度に関するリーフレットでございまして、令和５年１２月開催の第７回特別委員会にてお配りしたものと同様でございます。資料２の補足資料として再度、配布させていただいております。

それでは、資料１をご覧ください。

こちらの資料は、新施設整備事業及び現施設解体撤去事業における設計環境アセスメント手続及び許認可取得に係る実施協定として、双方内容を確認した上での最終稿でございまして、１０月１日の締結を予定しております。前回の特別委員会での内容と重複いたしますが、主立った条項について再度、ご説明させていただきます。

まずは第１条、目的につきまして、本協定は基本協定第４条第３項に定める新施設実施協定に当たるものとなりますが、新施設整備事業及び現施設解体撤去事業における設計並びに環境アセスメント手続及び許認可取得に関して忠岡町と事業者の役割を定めることを目的とするものでございます。

今後、本協定に基づいて設計、アセス、許認可が進みますと、現施設を解体し新施設を整備する段階、新施設におけるごみ処理を行う段階へと進んでいくこととなりますが、それぞれの段階で実施協定を締結することを想定しております。

続いて、第４条において協定期間を定めておりますが、こちらについては先ほどの目的が達成されるまでということとございまして、締結の日から許認可を取得するまでとしております。

ページが変わりまして第６条、資金調達では、記載のとおり設計業務等の実施に関する一切の費用は、本協定で定める場合を除いて全て事業者が負担するものと定めております。

なお、ここで言う本協定で定める場合とは、第１０条の土壤汚染調査を指します。

続いて、第２章では、新施設整備に係る設計、環境アセスメント手続及び許認可取得について定めておりまして、第７条の基本設計を経て、第８条の実施設設計へ進むこと、また、それぞれの設計段階において町の確認を受けることを定めております。

さらに、第９条では、環境アセスメント手続及び新施設整備に係る許認可取得について、事業者の責任及び費用負担において実施することを定めております。

続いて、第３章では、現施設解体撤去に関して定めておりまして、第１０条では、土壤汚染調査について、土地所有者である忠岡町がその責任及び費用負担において実施することを定めております。

また、第１１条では、土壤汚染調査の結果を踏まえて、事業者が現施設解体の実施設設計を行うものとしております。当該費用については当初の提案のとおり、新施設運営期間中の処理単価に上乗せして支払いを行うこととなりますので、第４項において報告を行うことを定めております。

なお、第12条では、解体撤去に必要な手続について、事業者の責任において実施するものとしております。

以上、主立った条項についてご説明させていただきましたが、本協定については冒頭申し上げましたとおり、10月1日の締結を予定しております。協定締結後は、新施設の基本設計に着手するとともに、環境アセスメントにおける現況調査を行うこととなります。

資料2では、このアセスメント制度について再確認し、今後、直近で実施する現況調査について、概要をご説明させていただきます。

それでは、資料2をご覧ください。

まず、1の(1)環境アセスメント制度の目的につきまして、環境アセスメント制度とは、事業者が環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たってあらかじめ環境影響評価を行うとともに、事業の実施以後に事故調査を行うことによって、環境の保全について適正な配慮がなされることを目的とする制度でございます。

また、住民参加、知事や市町村長の関与等の手続や調査・予測・評価の方法などについては、条例で定められております。

続いて、(2)環境アセスメントの流れについてでございますが、大きく①から④の4段階に分類されます。

まずは①の調査ということで、事業を実施する地域の周辺の環境、大気・水質・生態系等の状況や、予測評価を行うために必要となる自然条件・気象等や社会条件・交通土地利用等に関する情報の調査を行います。

続いて②では、コンピューター等を用いて事業の実施により、環境の状況がどのように変化して変化するかについて予測を行い、続いて③では、②で予測された環境の状況が、生活環境・自然環境・歴史的文化的環境・環境負荷の面において支障を及ぼすものでないことを評価の指針に従って確認し、評価することとなります。

また、評価の結果、必要がある場合には、環境保全対策について検討を行い、再度、予測評価を行うこととなります。

最後に、工事着工以降については、④のとおり事後調査を行い、その結果を知事に報告することとなります。

協定締結後は、設計作業と並行して、①の現況調査を実施し、②の予測方法までを定めた方法書の作成に向けて動いていくことになります。

現況調査の対象については、(3)の表に掲げる項目のうち事業の種類に応じて選定することとなります。

次のページでは、ごみ処理施設のアセスメントにおいて必要となるであろう大気質や気象の現況調査について、地上気象観測、高層気象観測、大気質観測の概要を例示しております。このほかにも、騒音、振動、悪臭から景観等を含む複数の環境項目に応じて、

今後、必要な調査が行われることとなります。

続いて、3 ページでは、資料 1 の実施協定に定める新施設整備に係る設計業務と環境アセスメント手続は、①のとおり、事業者が方法書を作成し知事に提出することから始まりますが、方法書の作成に当たっては、基本設計の中で事業計画がおおむね固まった段階において、現況調査の結果を踏まえて作成することとなります。その後は、以前もご説明したとおり準備書・評価書を作成し、それに伴う手続を進めながら実施設計を行っていくこととなります。

実施設計及び協定が終了するタイミングとしましては、全ての許認可を取得し工事に着手する時期となり、アセスメント手続でいいますと⑮の事業の実施までとなります。

また、設計の内容やアセスメント手続の進捗等につきましては、協定締結後、実際に業務を進める中で適宜、ご報告させていただきます。

新施設整備事業及び現施設解体撤去事業における、設計環境アセスメント手続及び許認可取得に係る実施協定と環境アセスメント制度についてのご報告は、以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

説明は、以上のとおりでございました。

これよりご質疑をお受けしたいと思いますが、ご質疑は説明のあった範囲内で、よろしくお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

何点かお聞きします。

契約書の 5 条の 2 項で、第三者に対して新株を割り当ててはならないという部分があるんですけど、そもそも株式の今の割当てとしてはどのように、多分、会社としてはもう設置されると思うので、今の現状どんな割当てなんでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

申し訳ございませんが、今、手元に資料はないんですけど、ほぼ 9 割程度は大栄環境さんの持ち株になっております。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

残りの、それ全部開示して教えてくれるんですか。誰がどれ、何%でという。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

はい、ご提示していただければ開示することは可能です。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

続きまして、契約書３ページの責任及びリスク分担のところです。

その原因が相手方に起因することが明らかな場合は不測の事由による場合の要は責任の分担ですけど、先ほどおっしゃられた９割が大栄環境さんということだと思うんですけど、要はこれが適用されたような詳細な事例とか、その内容とかは何かこれまでありますか。

要は前例となるような。こういう形でもめてた、もめるという言い方は悪いですけど、協議になったりとか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

全国的なことを申しましたら、そのようなことに関して調査はしてないんですけど、そのような声を大栄環境もしくはＳＰＣのほうから聞き及んでいるものはございません。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

では大栄環境さんからはこれまでその辺のトラブル、要は示すようなトラブルはないということでもいいんですね。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

はい、私どもの聞いている範囲ではございません。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。少し、これを契約結ぶに当たって気になっていることがあるんですけど、新企業、契約自体と期間も金額もやはり大きいし長いじゃないですか。よくこういう団体との関係において、やはり職員の再就職というようなものとかも、ここには出てないですけど、どうなんですかと将来的には見られると思うんです。

忠岡町として、この会社及びこの建物を建てた後の事業に関して引き継ぐに当たって、忠岡町職員が要は天下りといったらすごい言い方が悪いんですけど、再就職の幹せんなりそういうようなことというのは、忠岡町としてはどのように考えているのか、お答えいただけますか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

現在のところ、そのようなそういう天下り先というところを確保されてるよというようなことはございませんし、今後も、うちの職員がそのＳＰＣさんのほうに天下って社員として役員としていくようなことは考えにくいと感じております。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

例えば、そういうようなことが何か分かり次第じゃないですけど、そういうのが何かあるのかなとなったら、やはりそれは向こうに対しても、いや、それで受け入れるのはやめてよと言って、そういうのは言っていくということでもいいんですかね。

要は、許容していくのか許容していかないのかということになると思うんですけど。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

実際のところ、その株式から話ししましたら、株式に対してうちは出資してませんので、そのようなことに関しまして役員とかいうようなところになれば、そんなことはあり得ないと認識しております。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

株式として出資はしてないですけど、基本的にはごみの受入れということで、年間億単位のお金は取引として発生するわけじゃないですか。それって十分、関連性は認められるということになってくるとは思うんですけど、その関連性において、やはり企業側もうちの職員さんのOBとかを引き受けるほうが、やはりやりやすいといえやすいというのが見えてくるとは思うんですね、将来的に。

ただ、そういうところに関してはやはり忠岡町は許容していく範囲なのか、しないのかというのは、これは今のうちからある程度、見込みを立てておかないと、やってから、だってああだこうだ言ってもじゃあないじゃないですか。そこはどう考えてはるんでしょうかということです。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今、実際、私の立場から言わせてもらいましたら、その辺のところはそういうことはあり得ません。

以上でございます。

委員（三宅良矢議員）

はい、分かりました。結構です。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

私もちょっと質問させていただきます。まず、第3条の情報の提供、秘密のところなんですけれども、この第2項を見ますと、「協定の締結過程、履行過程等、相手方、町・業者お互いの秘密に属する事項及び情報を開示、漏らしてはいけない」となっているんです。

これを単純に読みますと、我々住民には情報を開示されへんのかと。やはり締結過程とか意思形成過程が大事だということではどの事業も一緒なんですけれども、そこがどういう、どの程度、我々住民が検証できて、情報開示してもらえるのか。逆にどの程度、秘密にされるのか、お聞きしたいというのが1点です。

忠岡町のこの契約内容、この第3条の規定と町の情報公開条例がありますよね、あそここの兼ね合いはどう整合性を取っているか、そこが気になるんですけれども。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

締結後につきましては、意思決定過程にわたるものまではお出しできるかと。

委員（勝元由佳子議員）

もう一回、すみません、お願いします。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

出来上がったものが、最終的に完成形が出来上がった、完成したものがある場合は、出来上がった時点で今までの経緯についての情報はお出しできると。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

では、今までどおりというんですかね、あらゆる事業の開示請求等々ありますよね、情報の公開というところで同じ扱いと思っていいんでしょうか。

というのは、この2項を読む限り、協定の締結過程及び履行過程に関して漏えいしてはならないという、何か一括、全てあかんのかいと読めなくもない書き方をしているので、この条項の中に例えばね、忠岡町情報公開条例に基づくとかそういうことは一言も入ってないでしょう。だからそこが気になって聞いているんです。

今のご回答だと、ある意味この第2項の「漏えいしてはならない」にちょっと逆に反してるというか、ちょっと何か整合性が取れてない感じがするので、そもそも質問してるんです。

追加で言うとね、もともと企業秘密とかそういう企業型の第三者に漏らしたらいけない情報なんてもともと情報公開条例でも非公開になってるじゃないですか。そんなものは当然、秘密なのは分かってるんです。

だけど、町の事業としてこういう契約・協定に至りましたよというね、常々言ってる意思形成過程を我々はやっぱり検証したいわけですよ。正しく行われたのかということころをね。そこで締結過程及び履行過程というところが、この1文で読むと、どこまでも出してもらえないのかとしか読めないから聞いているんです。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

いわゆる締結過程及び履行過程で知り得た相手方の秘密に関する部分、そちらはもちろん出せないんですけれども、要は最終的な完成が出来上がった時点で、それまでの意思形成の部分についてはお出しできるというふうなところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そのご回答でいくならば、これは私の意見ですけれども、この2項というのは「相手方」と書いてるから、お互いじゃないですか。業者側は忠岡町の情報は漏らしたらいけない。それはそうやと思うんです。

ただ、忠岡町はどこまでも行政なので、相手方、つまり業者さんのことで知り得た情報のうち特定のもの以外は開示する義務があるじゃないですか。そこが逆に今のご答弁

なのであれば、ちょっとこの条文をちゃんと忠岡町側については情報公開条例に基づいて開示しますよと、業者側はこの第2項に基づいて秘密にするなりしていただいたら結構かと思いますが、忠岡町はどこまでもこの契約じゃなくて、条例に引っ張られてるから、そこはちゃんと明記すべきじゃないかと思います。

でないとダブルスタンダードというか、これを読む限り、忠岡町はどういう判断というか、どういう対応をするんだと。逆にこの条文をこのまま締結されて、今後、住民側がその意思形成過程を知りたいという開示請求をした場合に、条例はある、でもこの締結書、協定書のこの2項があるから、「漏えいしてはならないと書いてるでしょ、だから出せません」と言われかねへんからね。そこがもし改めれるんやったら、ちゃんと改めて条例との整合性を、忠岡町の方ですよ、業者さんは別ですよ。忠岡町についてはちゃんとやはり整合性を持って、ここはちょっと規定すべきだと思いますけど、そこは今の段階で改善というか修正できるんですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

情報公開条例の中でうちは運用、情報を出そうと。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

でもこの協定がある限り、言うたら特例事項みたいな感じですよ、契約書の中で。どんな契約でも特定の特例事項みたいな規定があるじゃないですか。だから忠岡町だって、いろいろなあらゆる事業については条例適用だけでも、特に、この公民連携の環境アセスの部分、ここの部分ですよ、この協定に関する部分については、この協定書が優先されるんですよとなるんと違うんですか。

どこまでもダブルスタンダードになってて、条例と整合性がついてへんから単純に質問してるだけで、どうも多分、ご答弁を聞いてると、そこまで考えてなかったのと違うかなとしか思えないんです。情報公開について、町側は整合性を図ってないでしょう、私からこの質問をされるまで。法規チェックというか。今お答えされてるのは、多分、私に質問されて、今、考えてお答えされてると思うけど、事前にそこまで考えてこの条文をつくってないでしょということなんです。

ある意味、単純な質問なんですよ。それを今この場で町側がそんなふうにああやこ

うや、こう違うかとかと言ってる時点で、多分、想定というか事前にされてなかったのかなと思うので、その状態でこれを、「協定書これでコンプリートです。これでやるんです」と言われるのはちょっとどうかなと思います。

だから、できるんやったらもう改善はすべきだと思います。法規チェックの部分でね。多分、これ以上、質問しても平行線だと思うので終わりますけども、「整合性が取れてないよ」ということだけははっきり言わせてもらいます。町側できちんと情報開示の部分は、一番大事なところでもありますから、ちゃんとこの協定書の中身はきちんと整えていただきたい、これは言っておきます。

次、第5条の株のお話というか先ほども出たんですけれども、今現状、約9割が大栄環境さん取得ということなんですけれども、残りの10%ですね、1割というのはどこどこが所有というか、もう100%もう3者ですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

こちらのSPCさんを構成しておりますショウワメンテナンスさん、それと三菱さんという形になっております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

残りの10%の細かい比率は今現状、分からないということですかね。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今ちょっと資料のほうを持ち合わせていませんので、詳細的な数字、何%幾ら、何%幾らということは今持ってませんので、申し訳ございません。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。あと、この株ですけども、もともと多分、発行している株数があると思うんですけど、何株発行してて、今1株何円にしてるんですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

発行する総数が4,000株、そのうち大栄環境が3,600株。

委員（勝元由佳子議員）

もう比率はいいです、単純にさっきのパーセントは分かってるから。1株幾らですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

1株5万円ですね。

委員（勝元由佳子議員）

1株が5万円ですね、はい、分かりました。

じゃあこれはこのまま4,000株のままいくので、もう株数は増やさない。そこは分からないということですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

S P Cさんのその持ち株の株数を増やすか増やさないかというのは、ちょっと私たちは存じていないところでございます。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。あと第5条に、5条だけじゃないんですけど、忠岡町が認めた場合とかというのがいろいろ出てくるんですけども、例えば、この土壌であらかじめ町の承認を得た場合とあるんですけども、忠岡町が認める場合ってどういう場合が想定されるんですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

具体的には、本町に不利益が生じる場合などが想定されるというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

例えば。例えばどういうケースを想定しているのかとか。特にはないですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

その時々には事例が発生した時点で判断していくことになるのかなというふうに考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

現時点で、分かりました。

あとですね、次の２ページの７条の基本設計、設計のところなんです。７条と８条で今の質問と同類なんですけれども、忠岡町が、ごめんなさい。ごめんなさいちょっと訂正です。１２条です。ごめんなさい。

１２条にも同じように忠岡町が認めるじゃないですけども、「届出の必要がある場合には」と書いてるんですけど、これもどんな場合があるんですか。イレギュラーの場合というのは。

１２条、ごめんなさい、７条、８条はちょっと別です。１２条です。

例外的に忠岡町が必要のある場合というのはどういう場合か。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

現時点でちょっと細かいところの想定まではできてないんですけども、解体に際し

て土地所有者が行うべき届出や電気・ガス・水道などの変更に係る手続など町が行うべき届出手続が発生した場合は町が行うというふうな意味合いでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

では単純に地権者として要る部分ですということですね。はい。分かりました、ありがとうございます。

すみませんもう一個、元に戻ってすみません、7条、8条です。

どちらもこの出来上がった設計図書を町が業者から受けて、確認して適合することをチェック、認めますというふうになってるんですけども、住民側というかこちらが懸念するのは、やはり町の今の体制職員、専門職員もいてないですし、その町と明らかに業者と知識・能力の差がある中で、業者側が出してきたこの設計図書なりそういう図書関係を見て、適合してます、適合してないというのを判断できるのかと、そこが心配なんですけども。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

基本的に専門的な視点で審査を行うというものではなくて、基本設計の内容を逸脱してないかどうか、そういうふうな視点から確認を行うというものでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっとよく分からへんのですけど、専門的視点じゃなくて、チェックするんだったら何をチェックするんですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

提案段階で示された内容と逸脱していないかというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

では当初の計画というんですかね、あらかじめこうしますよとおっしゃってもらった内容と同じ内容になってるかというところで見るとおっしゃってるんだと思うんですけども、だからそれ自体チェックできるんですかという。

多分、この設計図書とかって専門的なものじゃないですか、建設関係であつたりとか。そこをチェックできるんですかということです。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

先ほど、お答えさせてもらったとおり専門的なところで見るとじゃなくて、特に問題はないのかなと。要は提案書に基づいてる範囲であるかどうかの確認をさせてもらうので、私どもでも。

委員（勝元由佳子議員）

見れるんですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

勝元委員がおっしゃるような専門的な知識とかになりましたら、物を建てていくときには、例えば、設計が出てきましてそれが建築確認で整合性が取れているかというふうになってくるとは思います。

そのときになりましたら、建築確認とかになりましたら、今、忠岡町でもそういう場合は大阪府が許認可になっておりますので、そのような場合、違法的なものというのは建築確認を取っていないといけませんので、そこでチェックが入ってくることになりますけれども。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

では設計部分ですね、そっちのほうはもういわゆる建築基準法とかそっちの府のほうの管轄なので、何かおかしいことがあったら府なりなんなりから指導なり、違法ですよとか、注意が入るだろうということで、どこまでも、じゃあ忠岡町は何を見るのなんですけど、図書自体をちょっと私らの想像してるものと、今、町側がおっしゃってるものとは違うのか何なのか分からないんですけど、普通にね、例えば、この協定書みたいに契約文書的なものを、文書ですよ。であれば、多分、事務方の職員さんでもチェックできるかと思うんですけども、そうじゃない部分ですよ。

どこまでもこれ設計の部分でしょ、基本設計、実施設計というのは。だからそこがどこまで忠岡町がチェックできるんだになるし、逆に大阪府さんが法に基づいてチェックするんですよと言ったって、こんな忠岡町のチェック確認なんて要らないじゃないですか。大阪府というちゃんと法に基づいた行政機関があるんだから、何のために忠岡町がチェックして適合していることを確認してオーケーだとするのか、意味ないやんと、今の答弁を聞いてたら思うんですけど。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

まず基本設計というものなんですけど、こちらに関しましては提案時に示された施設の概要を取りまとめた基本計画を作成しております。これに基づいて、炉の形式や燃料温度などの施設の諸元を設定することになります。その後ですね、設定した諸元に基づいて炉の形状及び建屋等に関する設計を行うというような流れになってくるんです。大まかな施設の平面図や立面図、それと断面図、配置図それと焼却炉についてのそのような形式の諸元に基づいたものが出てくるといようなことと、私たちは今、認識しておるんですけど、それは実際のところ、それが違法性なのかというようなところは、今の職員でもチェックはできるというようなところですよ。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあできるとおっしゃってるので、そこはじゃあ。

(不規則発言あり)

委員（勝元由佳子議員）

ちょっと今、町側でも何か意見が分かれてはるみたいですけど、結局どうなんですか。実際どうなんですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

気になってるところというのは、その辺のところでどういうものを持ち込むとか、どういう施設のキャパオーバーになってないかとかというふうなところになってくると思うんですけども、その辺については提案時の部分と逸脱してないかというところを私どもがチェックするという形でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今のご答弁だと、全部、全体をチェックするというよりも、忠岡町のごみの搬入的な部分というんですかね、そこの部分だけということですかね。チェックするのは。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

その辺のごみの搬入だとか、それとか炉が全然、違う形式になってないかとか、あそこのクリーンセンターのところの場所を逸脱して建ててないかとか、基本的なところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。全部じゃないということですね。

あと次に、10条の土壤汚染調査なんですけど、これはそもそもこういう土壤汚染調

査はもう法廷で忠岡町は地権者がやるものというところの認識でいいんですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

基本的に土地所有者が土壤汚染調査するというふうになっております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

言葉尻を取ってすみません。基本的ということは、例外があるんですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

例えば、このクリーンセンターだけのことを申しましたら、今段階で土壤調査をもととクリーンセンターが建っていたところに、今度、新しいものを建てるので忠岡町が土地の所有者ですから、忠岡町が土壤汚染調査をするのはこれ当たり前の話なんです。次に例えば、30年後ですよ、これで一旦きれいになったよというようなところで、土地の所有者は忠岡町には変わらないんですけども、事業者がSPCになったときに30年後とかになった場合に、そのときのそしたら出ていくときに土壤汚染調査をどこがするのかとかいうようなお話にもなってきます。そういうようないろいろな場合で土地所有者がする場合もありますし、いろいろな形で課程で変わる場合がありますので、基本的なことということで言わせていただきました。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（前川和也議員）

勝本委員、一旦、ほかの委員に回していいですか。

委員（勝元由佳子議員）

では一旦、終わります。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

私から３点ほどお伺いしたいと思います。

まず、第７条のほうなんですけども、基本設計の１項で、新施設整備事業に関わる基本設計に着手するとなってます。多分これが方向書の作成について進んでいくものと思われるんですけども、この段階で、忠岡町が受け入れる廃棄物についての決定というのは何かしらされるものなんでしょうか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

その時点では提案書で示されている大まかなくくりのごみを受け入れるというところでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

当初、提案書で書かれてる１３項目についてはその段階ではということですよね。当然その後、焼くものが変わったりする場合はその準備書のほうで変更しましたという形になるということよろしいですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

変更があれば、その時点で大阪府、事業者との調整になるというところでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

では忠岡町が受け入れるごみを決めるというのと、今、事業者が提案している13項目、これは今、一致してるという考えでよろしいんですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

現時点ではこの提案書に記載されているごみについては受け入れるというところでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ちなみにこれは以前から問題になってる分ですが、廃タイヤとかってというのはどんな扱いになるんでしょうか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

現時点では提案書に書かれている品目については受け入れると。

個々の品目の詳細については、今後、決めていくというところになります。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

基本的に大まかな種目については決まってますけど、細かな分に関してはこれからということでした。

続いて、先ほどもあった今度は11条のほうでちょっと質問したいと思います。

まず確認ですけど、先ほどもあったんですけども、後の委託料に上乗せするという話なんです。この後の委託料というのはクリーンセンターの解体の費用と忠岡町が調査した結果による土地の改良費用が今後、委託料に上乗せされるという認識でよろしいでしょうか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それではその上で確認するんですけども、中継施設のし尿の施設の解体工事のときもそうだったと思うんですけども、現に解体するのが民間の業者になります。土地の改良についても、この契約書でいけば民間の事業者のほうでやってもらうと思うんですけども、それは事前に忠岡町にどれぐらいかかりますかという見積書というのは頂くことができるんですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

設計内容に基づく想定費用でございますけれども、実施設計図書に含めて提出されるということになっております。提出を求めるということでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたらこれは別で、例えば、事前に土地の改良費はこれだけ、クリーンセンターの解体費はこれだけというその見積りというものもその事前の資料の中に入っていて、それ

を見て忠岡町が土地の改良費とあとクリーンセンターの解体費、これが整合性があるのかどうかというチェックもそこでできるという形でよろしいんですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、おっしゃるとおりです。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その見積りは恐らく忠岡町側が判断するとは思いますが、その見積り自体、公開する対象ではないんですよね。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

そのあたりについては、情報公開条例を見ながらになるかなと思います。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。そしたらその点については以上です。

もう一点、第15条の解除の項目なんです。この2項の後半部分、「本協定が解除となった場合は、事業者の出資企業である大栄環境株式会社が本件事業及び基本協定上の各構成企業の業務を引き継ぎ」となってますけれども、これもし仮にこの協定が解除された場合でも、この事業については大栄環境が引き継いでいくということの認識でよろしいんですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、この契約書は恐らく相手方がＳＰＣとやってるということなんですけれども、そのＳＰＣとの協定が解除されることになったら、大栄環境が引き継ぐという形なので、ほとんど表面とかは変わってないような事業で進んでいくのかなと思うんです。それってこの協定書というのは、これがもし解除になっても大栄環境がやっていくということになるので、どうなのかなというのがちょっと１個あるんですけど、その辺いかがでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

ＳＰＣの親会社である大栄環境ということなんですけども、実際、ＳＰＣが撤退するよということになりましたら、あそこで施設が建った状態になった、運営もしていかないといけないということになりますので、その辺のノウハウというのは親会社が大栄環境があるというところで、大栄環境がその事業を引き継ぐという形で表現させていただいております。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

でもこれって、アセスまでの話ですよ。建物が建つ、建たないというのは多分、また別の問題だと思うんですけども、そのアセスの協定書であるんですけど、建物の運営となるとそこはちょっと違うんじゃないかなと。

今、中継施設の分に関しては中継施設の協定書があるので分かるんですけども、このアセスについての協定書のほうで、ＳＰＣが今回この協定が解除になった場合に、また

大栄環境が引き続きやるという。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

議員、お示しのとおりでございます。協定で結んでる部分の範囲がS P Cができなくなれば、大栄環境にやっていただくということになります。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたらこの契約書でも協定書なんですけれども、先ほど、9割が大栄環境ということもあったんですけども、結局、この協定が解除されていたとしても、親会社のほうが引き続きやっていくという協定書になるという認識でいいんですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

はい、そのとおりでございます。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでございましょうか。

是枝委員、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

情報の公開に関してなんですけれども、先ほど説明があったところでは、合意がされたものについては公開がされるけれども、協議途中のものはあまり公開の対象じゃないようなそういう印象に。ではないんですか。ということ。

終わったら出せるけども、協議の途中ですね、今、協議中だとかこれから協議するよという場合は、どういう状況だということについて、議会での報告とかはしていただけるんでしょうか。公開とかね、情報公開請求とかそんなんじゃなくて、議会へのこの報告というのはどの程度していただけるのかということなんです。協議内容の途中経過とか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

策定の途中であっても、お話しできる部分については公開させていただくというかな、情報提供はさせていただけるというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

何を焼却するのかとかそういったことについても、議会の意見とかですね、忠岡町はこのような考えているとかいうそういったSPCとの交渉ですね、交渉の中身に当たって、やはりそこは意見を聞きながら交渉するとかいうふうなそういう手法は取ってもらえるのかというところのその担保ですね、議会として。そこは確認しておきたいと、私だけじゃなくて多分そうだと思うんですけども、そこはどうなんでしょうか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

基本的に事業を進めていくのは町側になります。ただ一定、皆様方からいただいたご意見については伝えられるものは伝えていける、伝えていこうというふうなやり方は取っていったらなあと。

ただ、やはり相手さんのある話ですから、具体的にどうなるかはあれですけども、ご意見はお伝えしていきたいというふうに考えておるところです。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

何を焼却するのかというところの分にちょっと限定して今、ちょっとお聞きしてるんですけども、それは企画提案書にも書いてありましたとおり、「忠岡町のおっしゃるとおりにします」というふうなことで書いてあるので、そのおっしゃるとおりということだから、忠岡町に主導権があるという、そうですね。相手のあることやけど、そこは

譲ってはいけない部分だと思いますので、何をどれだけの量を焼却するのかということについては、忠岡町がイニシアチブを取って、議会のほうでもその辺は燃やさんといてほしいとかいうふうに、そういう意見があったら、もうそこは頑として譲らないと。

S P Cがこういうものをやはりこれだけ燃やしたいということで、例えば、先ほどの古タイヤを燃やしたいとか、大型タイヤを粉砕できる大型粉砕機を投入しますとかいうふうに提案書に書いてたから、だから燃やしたいと思うんですけど、いやそこは忠岡町は一般廃棄物と性状同じものだから、家から出るものが、一般廃棄物、家からタイヤを出したらいけないので、出せませんので、これ。だからそれは燃やさないということで「そうやで」というふうに、議会でなった場合は、忠岡町はそれで頑張らないといけな

いですよ。だから相手のあることやからじゃなくて、そこは大丈夫ですということで、そういう立場で交渉しないといけないんじゃないでしょうかということで、議会の意見を伝えるんじゃないくて、やはりそこは、譲れないということで頑張っていきますというそういう答弁があつてこそその協定というんですか、公民連携とはいえ、忠岡町の事業なので、ですよ。忠岡町としての町の事業なんだから、町がこうですとはっきりと、もうあらかじめ約束をして、そのとおりそのように相手にも言っていくという、そういう立場であるんですよ。確認なんですけど。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今、是枝委員がおっしゃるように、例えば、タイヤというところに関しましても、例えば天然ゴムで作ってるタイヤもあれば、それは一般廃棄物の中にも混じってる部分もございます。その中で、公の中でこういうものは駄目だよ、こういうのはどうよねとていうような意見というのを、例えば、忠岡町は1万6,000人の一人一人の意見をこういうふうな形で聞いてですね、この部分の公としての分はこれは駄目よねというところというのは判断しにくいところがございます。だからその辺のところでの今の段階では大きくくりな、いわゆる産業廃棄物何品目というのを決めた段階で、その中でそのもう一個小さい段階で振り分けできれば、そういうふうな形で相手方とお話はさせていくという段階になると思います。

ただ、今言うように廃タイヤはこうでしたよ、廃タイヤはこうですけども、こういう形でやれば、例えば、燃やせますよとかというようなものがまた提案とか出てきたりしましたら、その辺のところでは排ガス規制にのってるようなものであるのであれば、その辺のところは向こうとの協議にはなると言うんですけども。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

天然ゴムのタイヤってそんなに割合ないと思いますも。廃タイヤも粉碎すればプラスチックとして処理できるということで、家からプラスチック出してるでしょうというそういうことになってしまうというおそれがあるので、やはりちゃんと忠岡町がこういうものを焼却します、というのは最初にやはり明らかにしておかなければいけないんじゃないでしょうかねというところは持っていらっしゃらないと、どの段階で分かるんでしょうか、環境アセスメントのどの段階でそれははっきりと確定されるんでしょうか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

何を受け入れるかというところについては現段階では決まっておきませんので、今後、その専門家を交える中で検討を進めていくべき事項だなというふうに考えているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

何を焼却、細かいところは決まっていないということですが、そしたら専門家の意見というのは忠岡町のごみの減量化の、そういった住民が参加して公開される場で専門家の意見を聞くというふうなことなのか、それとももう傍聴も何も密室で専門家の意見を聞くというね、何かそういうことなのかというところはちょっと確認しておきたいんです。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

現時点でまだそこまでの詳細について、決め切れていないという状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

先ほど、新城部長が住民一人一人のと、いや、そんな住民一人一人と言ってなくて議会のというふうに限定して申し上げたので、議会のこういったところで、公のところで、傍聴もできるところで、そういうふうにちゃんとしてくれるんですよねということは言っておいたので、まあまあいいです。

ということで、そしたら焼却するものについてはまだ未定で、環境アセスメントの準備書の段階でどういったものを受け入れるのかということは、一応、書かないとその準備書のアセスメントにならないので、その段階で何を受け入れるかというのは出てきます、方法書の段階でね。あとその次の準備書でもこうですと、準備書ではほぼ確定ということになるので、最初の方法書の段階で何を受け入れるかということは明記しないとイケなかったと思うんですけれども、どうですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

その項目につきましては、提案書に載っている産廃の種類のレベルで問題ないかと思えます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

じゃあ、あまり細かいところまでは書かないということですね。

でも、その段階ではちゃんと話をつけておかないといけないんじゃないですかね。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

そのあたりについてはアセスメントと並行して進めていくというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

何で何を燃やすかということにこだわるかというと、最初に説明のあった、大丈夫ですよと言ってるけど、内容がだんだんと揺らいでいっているところがあるので、いや、そんなん燃やすんやったら、もうやめてよという場合もあるかもしれないけれども、もう止められないようになっていると、協定書上。

なので、これはもう最後になし崩しで9年後か何年後か、もう稼働するときには何かそんな最初に言ってなかったものも燃やされているということにならないかというそこをね、そこを問題にしているのです。最初の段階でもう稼働直前にこんな明らかになるんじゃないくて、今の段階で明らかにしてもらわないと、環境アセスメントの意見としても、やはり住民が意見をかけるわけやから、忠岡町も意見を大阪府知事に出すわけやから、そこははっきりとさせておいていただかないといけないとは思いますが、はっきりその段階でこういったものを焼却しますと、具体的なものもちゃんと議会に報告していただけるでしょうか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

どの段階でというところはもうお約束はできないですけども、一定、報告のほうはさせていただくというふうに、今、考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もう建設する許可もいろいろ下りて、建設する段階でこういうものを燃やしますということが出てきた場合に、この事業をなかなか、じゃあちょっとそれは話が違うやないか、止めてよというふうになっても止まらないという、これ、こういうことになるので、だから事を進める前にきちっとこうですというふうに明らかにしておかないと、事業というのはもうやりながら話をして決めていきますよと、走りながら決めますよというもののじゃなくて、最初にこういう事業ですということで明らかにして、そして住民の許可

を得るという形で進めていかないといけないと思うんです。不透明な部分がいっぱいまだあるというところで進めているというのは、事業としては進め方としてはおかしいんじゃないでしょうか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

事業者から出てきた提案書のとおり、それに基づいて事業のほうは進めていってるところでございますので、特に不透明な部分があるというふうな認識は持っておらないとございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

事業者からの提案書のとおりに進めていく。忠岡町のその提案書に従わないといけないわけではないので、忠岡町がイニシアチブを取って、焼却するものについてはこうですよということでちゃんとして、忠岡町がおっしゃったものにしますと言ってるんやから、忠岡町がおっしゃればいいわけですよ。

提案書企画でちゃんと書いてますね。忠岡町が言うとおりのものにしますと、何を焼却するかというのは。と書いてあるんやから、忠岡町が言ったらいいのに、何で言わないんだろうということで、ここは早く決めておいてもらわないと、この事業の中身がどういう中身なのか何を焼却するものなのかというのが不透明だと言っているんです。

だってタイヤだって天然ゴムだったらいけるよとか、何か細かく粉碎したらプラスチックになって何でもいける、オーケーみたいなそんな変わっていくなんて、それはちょっとおかしいわけなので、そこはちゃんとはっきりとさせておく必要があると。

だけど、今の段階では分かりませんと、どの段階でお示しできるか分からないということだと。そして、それも専門家の意見、専門家を密室で専門家の意見を聞くのか、それとも公開の場とするのかもまだ分からないということだということが今の現段階の忠岡町の見解だということが明らかとなりました。

そういうことですよ。ということですよ。答弁がそうだからね、さっきね。委員長みたいにまとめちゃいましたけど。ということですよ。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

まだですね、そのどういうふうなものを焼くかというのを私らもまだ提案する中の一般廃棄物、産業廃棄物という部分しかまだ情報としては出てないんで、それがまた出てきてから、今度この協議というのも入っていくという部分も出てくると思います。その辺になりましたら、開示できる部分については私たちは積極的に開示していきたいという意思がございますので、その辺のご理解をよろしくお願いします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

環境アセスメント、住民が意見を出せるのも環境アセスメントの手続の中でしか言えないので、その段階で明らかになってなくてどうやって意見を出すのかというところもあるので、最初の方法書の段階で出しておくべきだということはご指摘しておきます。

もう一点、あとですね、環境アセスメントで、アセスメント、環境に影響の出る範囲、範囲の指定ということがされるんです、方法書の段階でも。何キロ四方とか、例えば3キロのところとか、それは事業者が設定して出してくると。大体、大阪府はそのとおりに事業者の言うとおりにしてくるんですよね。

和泉のエネルギープラザは、煙突からの最大着地点が1.5キロのところやから、その2倍で3キロのところ、3キロの範囲の影響調査というのが出てきてたんです。忠岡町はその事業者任せでなくて環境への影響をこの近隣市広い範囲、5キロ、10キロ範囲、どの範囲に忠岡町は環境影響評価をやってくれと。やるんやでというふうに事業者に言われるんでしょうか。それは非常に大事なんです。どこまで、それも等高線ですと、どの範囲までやったら0.00、その6つの物質ですか。環境アセスメントの対象となる、大気質でいえばね、大気質とあとダイオキシンと6つか。それについてのそういう方法書とか準備書でそういうふうに範囲をどこまでされるのでしょうか、忠岡町は。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

事業者のほうで一定、いろいろ推測とかされる中で決められるというふうに考えております。

もしその決めた範囲が不都合がある場合であれば、大阪府からの指導が入ると。大阪府からの指導が入る場合もあると。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府任せでなくて、これは忠岡町も関わっている、忠岡町が進めている事業なんでしょう、これ。忠岡町の事業じゃなくてＳＰＣの事業じゃないでしょう。アセスメントはＳＰＣが中心になって手続はされるけれども、公民連携やから、忠岡町が関わっているわけやから、忠岡町がやはり隣の泉大津市からも岸和田からも高石からもちょっと言われてるから、ちょっと範囲を広げてアセスメントをやってほしいと言ったらできるものじゃないんですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

一定の根拠を持って事業者のほうが決定的なところというふうに認識しておるところでございます。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

先ほど、次長からもあったんですが、事業者のほうもそうですけども、うちのほうでも大体、貝塚や岸和田やどこまでやというような一定の根拠があれば、私らもその辺のところはＳＰＣさん側、公民連携と今、委員おっしゃってるように共にやっていくということの事業ですので、その辺のところは言える機会、協議する機会はあるかなと思っております。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

根拠があればということですが、忠岡町に根拠はないので。調査もされてないから、どこまで飛んでいくなんて根拠がないから言われへんですよ、そんな事業者に。

だけど、事業者が考えている範囲よりも広く取って、この範囲までやってほしいと、調査してほしいということを忠岡町はやはり言わなければいけないんじゃないですか。行政が、だから3キロですと言ったら、ここは4キロぐらいですか、すみません何キロか分からへんけど、ここ入れへんです、ここ。忠岡町役場のこの東1丁目のこの辺、入れへんのです。ここまで飛んでくるの、どうなん、いや、来てるやろけど分からへんわという、そんなんじゃないくて、やはり忠岡町全域はもう高月南まで高月北も入れてあげますけど、高月北までどうなんやということを、やはり皆、知りたいと思うんですよ。ね、議長ね、そうですね、やはり高月北の方からもそんな言われ。

議長（北村 孝議員）

委員長。

質問の途中で悪いけど、私は一生懸命聞いてるんやけど、大気汚染に名前を書いてないのに、どこまで調べていって、どこが大気入ってくるか分かれへん。そんな。

委員（是枝綾子議員）

計算できます。

議長（北村 孝議員）

いや、エネルギーセンターの分ですと行って、そんな距離決めて、どこまで行くねんというところ、正直な話ですよ、思ってるんやけど。

仮によそからも入ってくるやろうし、その辺は決められた範囲でしかできへんの違うかなと思うんですけど。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

その施設ができることによって、その分プラスに、今現在も飛んでいるけれども、プラスになる部分がこれだけプラスになるんですという範囲をしないといけないんですよ、環境アセスを明らかにする。

実測はそれは事後の調査でどれだけ事前と事後として増えたかとするんですけども、これは計算式で計算しはる分なので、やはりどこまで影響が出ますよということはやはり忠岡町民は知りたいところだと思います。

だから、そういう範囲を広げて。

すみません、岸貝清掃工場は高石市までずっと地蔵浜から高石市まで5キロぐらいあ

るんですが、半径5キロの範囲の環境影響評価の大気質の分では等高線で示されていたので、最低、岸貝清掃工場ね、一般廃棄物やけどやってます。高石市、飛んでいてます。飛んでいきますという。影響はない、環境基準値以下やけれども飛んでいてますという、そういうのは見たことがあります、私も。

なので、そういうふうにやはり行政がかんでいる、行政がやってることやから、やはり環境部局として忠岡町は明らかにしましょうということで明らかにされたらいいんじゃないでしょうか。狭い範囲で限るんじゃないくて。ということです。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今議員、かなりコアなお話しをさせていただいてると思うんです。まだその辺のところを範囲がどこまでの環境影響評価しますとって、この実施設計の中で今そういうことをやっていくという段階で今、来てますので、その辺のところを私らもその辺、示されてないような状態の中で、ここまではしますよ、ここまではできませんとかというようなお約束はできないので、ちょっとこの辺のところは答弁控えさせていただいておるんです。

それが明らかに通常の環境影響評価の部分の範囲よりも逸脱して狭いよねとかというようなことがあればですね、その辺はこれを広げてもらわないいけないん違うんかとかいうようなお話は全然、積極的にやらせていただきます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

これは環境影響評価をするに当たっての協定書です。

だからここで文面に書かなくても、こういうつもりでこういうふうに忠岡町はこういう姿勢で臨みますという説明はやはりしないといけないと。文面だけ見といてください、この文面でいいですかというね、その文面の字面だけでなく、忠岡町がどういう環境アセスメントをしようとしているのかと、そのための協定書ですということでない、中身これからです、中身分からへんみたいな、それで協定結ぶのというふうなことになるように、それは意見として申し上げたいと思います。

なので、忠岡町が事前に忠岡町独自で何か資産や計算や影響がこれだけあるようとし

てないから、ここで、ここで明らかになりますというのに、範囲を狭くして高月北まで飛んできてははずなのに明らかにされない、分からないと。そないなアセスメントをするんやったら、この協定書はやめてよというふうな意見が出てもおかしくないと思うんです。

だから、忠岡町は忠岡町の住民の方の心配がないように、こういう明らかにしますと。基準値以下ですけれども、ちゃんとお出ししますと、お出ししますというふうに言っこそ、協定書をこうやって結ばせてくださいと、結ばせてくださいと、結びますよと、事前の説明になるんじゃないでしょうかね。

ちょっとそういう忠岡町の考えが忠岡町の町民の皆さんが心配のないように、どれだけ影響が、許容できるかどうか。環境アセスメントって自分がそれを許容できるかどうか、住民の方がそれを見てこのくらいやったら、まあええか、いや、いやもうこんな嫌やわとか、それを許容できるかどうかの意見をもらうものなので、だから忠岡町はちゃんと広い範囲の許容できるかどうかという判断ができるような資料がちゃんと出てくるようにアセスメント、環境アセスメントに臨むということを言っていたかないと、こんな分からんまんま、結局、出てきたら、3キロでしたみたいだね、半径3キロでだから三宅さんが住んでるところまで分かれへんわみたいだね、そんな形になるわけなので。

すみません、たまたま顔が見えたのでね。自分住んでるところも、全然分からへんわとかね、でも馬瀬も入ってへんわみたいだね、そのようになる、そんなアセスメントをされて大丈夫なの、ええとか言って、となるので。やはりちゃんとね、もう5キロくらいはね、もう高月南まではちゃんと明らかにするように努力すると、努力しますという答弁があつてこそじゃないんですかね。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

今頂いたご意見なんですけども、方法書のほうが作成されて縦覧されますと、住民さんの意見として意見も提出できますし、事業者側から出てくるものを見てあまりにも範囲が狭いということであれば、市町村意見というところとも言える場があると思いますので、そういうところでもご理解いただけたらなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

市町村意見として出すときに、環境保全審議会、岸和田市は和泉エネルギープラザのときに岸和田市環境保全審議会を開いて、その審議会の委員の意見をちゃんと取り入れて岸和田市長の意見として出しているんですね。

忠岡町もそのようにされるのでしょうか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

そのとおりでございます。その準備を今やっているところでございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

環境保全審議会が開かれるということは公開の対象になっていると思いますので、きちんと周知をしていただいて、傍聴もできるようにということはぜひやっていただきたいと思います。確認で。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

その辺のところは十分公開できる分だと認識しております。

それとですね、その環境保全審議会の中にはこの議員さんの中にもメンバーがおられますので、その辺は積極的にやらせていただきます。

以上でございます。

委員長（前川和也議員）

他に。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

今日、頂いた資料の中で資料の2のところでは。

この環境アセスメント制度の目的というところで（1）の下の方に、住民の参加というのが書かれているんですけど、今までこの忠岡町の進め方について、住民が意見交換をする場がないというところは今までもう何遍も言わせてもらったところなんですけど、この住民の参加と書かれてるんですね。忠岡町が自分で出してきた資料の中に。

この住民の参加というところは、大阪府のアセスメント制度のフロー図みたいなこんなあるんですけど、どこで住民が参加できるところがあるのかずっと見てるんですけどないので、ここはどこなんですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

お配りしてます資料2の3ページの表でございます。

まず、③番の意見書、⑨番の説明会の開催、⑩番の意見書、⑪番の公聴会の開催、この辺りが住民の皆様が参加できる機会かなというふうに考えておるところでございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

意見書ですからね、やり取りというのがなかなかそれ難しいというふうに思うんです。これを見るとですね、今おっしゃった9番のところをやっと説明会の開催と出てきます。

だけど、これは事業者がするものであって、私たちがずっと言ってるのは、事業者の説明会でなくて忠岡町が開く説明会をしてくださいというふうに言ってるんです。これを見ると、フロー図を見たら全然、忠岡町が住民の方と説明もして意見も聞くと、そういう場面が全然ないんですよ。ないのでね、やはり公民連携やから、何か民間が自分のところの土地で民間の焼却炉を建てるわけじゃないから、忠岡町の土地の上に建てる、住民のごみも焼くというところでやはり忠岡町は独自にこの住民の意見を聞くと。もう大きな事業ですよ、この先40年ほど動くわけなんですから、それはどうお考えでしょうか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

過去の議会答弁でもお答えさせてもらってますところでございますけれども、事業を進めていくに当たり、条例や法の手続に基づく住民説明の場がございますので、町のほうから別途、説明会を開く予定は現状ございません。

以上でございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

今おっしゃいました、条例に基づく。それはそしたらどこの場面ですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

府条例、アセスの場面でございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

アセスの場面、条例に基づく住民との説明会、アセスの場面というのはちょっとすみません、ちょっと私よく分からないんですけど。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

フロー図で言うと⑨番の説明会の開催と。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

なので、やはり条例に基づいた説明会をするというのは、事業者がする説明会であって、おっしゃってますよ、忠岡町は説明会する考えはありませんと。

だけど、本当さっきから聞いてたら、やはり何を焼くかもまだ分からへんところで実施協定結ぶんでしょう。タイヤもそうやけど、海洋浮遊物だったかな、そういったごみも、それから被災の災害ごみも受け入れると。そういうこともあって何が燃やされるか分からへんというところで、やはり住民の方はやはりそこら辺も聞きたいというところであるので、忠岡町自身が説明会を開くと、これは絶対に必要ではないかというふうに思います。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

申し訳ないんですけども、先ほどの答弁と変わるところはもうございません。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

どんどん進めていってもう協定も結んで、もうほぼほぼ計画ができてしまったら、もうその後だったらやはり住民がどんなことを言ってもなかなか結果が変わらない。

例えば、和泉市のこの今度の大栄環境が建てる場所、そこも私も大阪府が開いた公聴会、それも行きましたよ、傍聴に。

そしたらもう公聴会で9人の方が意見を述べてましたけど、もうほぼほぼ9人反対ですわ、その民間のその焼却炉もね。

だけど、全然その後反映されてなくて、どんどん進められているというところで、やはりこの大阪府のこのアセスメント制度のところでも情報公開と住民参加と、大きく書いてあるんですよ。ですからね、やはり公民連携とおっしゃるなら、忠岡町がやはり責任を持ってこの忠岡町に住んでいる住民の方の意見を聞いて、いろいろ意見交換すると。

建てるなら、やはり住民合意を得たいと思うなら、その説明会が必要ではないかというふうに思うんです。もう勝手に進めるんですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

これは反問権になるのか分かりませんが、副委員長がおっしゃってるのは、いわゆる3つの手法というものをもう一回リターンしてですね、それを住民に聞けというようなことでしょうか。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

3つはどれですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

3つの手法でございます、単独処理なのか広域なのか、公民連携なのかというようなことでございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

その3つの手法ね。もう手法は忠岡町がもう決めちゃった、これが一番いいと。もうその方針でいくと。

ならば、その方針でいくなら、住民に納得してもらうような説明が要るんじゃないですかと言ってるんですよ。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

こちらの分につきましては、住民説明会それと議会の議決もいただきまして、この事業を進めているというように認識をしております。

以上でございます。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

住民説明会もしたから理解を得ていると、そういった考えでありますけれども、あれは一方的なね、それもごみ減量化と書いて説明会をしたわけでしょ。全然、中身が違いましたやん。

それと、その基本協定、議決をされました。だからいつも、議決をいただいた、議決をいただいたというふうにおっしゃるんだけど、何を焼くかも分からへん、その議決に賛成された委員さんだって何を焼くか分からへんと、まだ分からへん。この前回の9回のごみの特別委員会でもまだ分からへんと。

そんなんでも進めていっていいのかということ言ってるんです。だからやはりきっちりと忠岡町が責任を持って住民説明会を開いてください。

委員長（前川和也議員）

副委員長、そもそも協定の、もうそんな話に戻ってるような感じがします。あくまでも今回のアセスメントの話に限って質疑いただきますようによろしく願いいたします。

副委員長（河野隆子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

終わりますけどね、ちゃんとして今日の資料でも、情報公開と住民参加とかいろいろな資料あるんですよ。だから住民参加できっちりと説明会を開いてくださいと私は要望してます。

委員長（前川和也議員）

お昼が近づいておりますが、あとご質疑。

もうこのまま続行しようと思いますが、どうでしょうか、皆さん、いいですか。

それでは続行いたします。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

さっきの続きですけど、この協定書の3ページです。

13条リスク分担のところですけど、1行目ですけど協定に定める実施主体がこの責任を負うというところで書いてるんですけど、実施主体というのは誰という、該当する、何を指してるかちょっと書いてるところが、私、見つけられへんかったんですけど、私が見落としてるだけですかね。誰を指してるんですか。明確に町とか事業者と書いてないでしょ。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

それぞれの条項の前に「町は」とか「事業者は」というふうに記載させていただいておりますので、そういうところでございます。

10条のみが町ということになっているというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それぞれの条文の主語を見てくださいというところですね、分かりました。

あと、そのリスク分担とその責任の部分で、最後ですけど、忠岡町と事業者における協議により定めるものとする。折り合いがつかない場合ですよ、不測の事態が起きた場合とか、そういう場合は話合いで定めるものとするとしてるんです。

これもちょっとさっきの質問と重なるところがあるんですけど、やはり業者と町の職員との差、知識差のところが気になるんです。能力差がある、双方が対等に話ができるとは思えないんですけどね。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

もし事例が発生したら、その時点で町として法律相談にかけたりそういうふうなところで解決の手法を見いだしていきたい、というふうに考えているところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、そのケース・バイ・ケースで各専門家というか、に仰ぐというところですね。はい。分かりました。

あと、ちょっとさっきの別の方の質問のところで、答弁が気になったので確認ですけど、さっき天下りの話があったんですけど、新城部長さん、天下りあり得ませんとおっしゃってたでしょう。させへんということをおっしゃってましたけど、ちゃんと公務員の天下りって地公法に定めがあるじゃないですか。一定、認められてるんですよね、退職後5年間でしたっけ。その代わりやるんやったらちゃんと届けなさいよとなってるどころがあるのに、させないという、逆にそんな根拠のないことをさせられるんですか、天下りしたあかんでと、規制かけられないでしょう。

秘書人事課長（中定昭博部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

中定課長。

秘書人事課長（中定昭博部長）

ちょっと人事のことですので、こちらから答弁させていただきます。

今、勝元委員がおっしゃるように、条例で規定されております、天下り、天下りという表現があれなのか分かりませんが、退職後の就職に関しては管理が必要になっておりますので、報告を求めると。

その際に、役場の職員があった、先輩職員が口利きがないようにするための制度がありますので、その点も踏まえて、天下りがないというのはちょっと表現があれかも分かりませんが、そういったところでそういった心配は担保されていると考えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

先ほどね、三宅委員が質問されてた部分ですけど、三宅委員は天下りというか、町の職員、公務員が利害関係のある外部のところに再就職する、いわゆる天下りすることそのものをどうなんだという質問をやったと思います。

今、中定次長さんがお答えされた、問題ないとおっしゃってるのは、法令で規定されているのは、要は元の役職、例えばですよ、新城部長さんがこのSPCに退職後、再就

職したと。法令ではたしか5年でしたっけ、縛りかかってて、元の地位を使って例えば部下やった課長を平の職員さんたちに、何かね、こうせいよといってね、あっせんさせるとかそういう不当な要求をすることそのものが刑罰にされてるから、そこは禁止されてますけど、それ以外というのは特に規制はないわけですよ。そもそもその天下りすること自体も規制されてないから、別にやったあかんわけではない。やっていいんですよ。

ただ、届出とかね、ちゃんと行政側が管理せなあかんというだけで、だから三宅委員が言ってるのは天下りそのものを問題視してるんだけど、忠岡町のさっきの次長さんの答弁は、刑罰に当たる部分だけ問題ないよと、そんな悪いことさせませんよと言ってるから、ちょっと論点が違うと思うんですけどね。

私が言ってるのは、新城部長さん自体が、天下りというものは絶対させないとおっしゃってたから、そんなものをさせられへんやろって。もう自由でしょ、天下りしたかったらしますやんか。

言ってる意味、分かっていますか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

私個人で言わせていただきましたら、私も天下りする気もないし、ここで宣言させていただくんですけど、そういうような形で、私、今実際のところSPCに天下るとかというようなところがちょっとイメージは全然、湧いてこないような状態ですけどね。

委員（勝元由佳子議員）

私は新城さんのことを言ってるんじゃない。一般論で例え話で分かるように、例え話で新城さんとか課長さん、平の職員さんを例えで使っただけで、一般論で同じことです。新城さん以外の誰でもいいんですよ。新城さん個人のこともなんか聞いてないから、私。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

法の規制はないんでしょうけども、ただちょっと実際、僕らがというのはちょっと考えにくいかなあと。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そんなん分からへんよね。

いや、私が聞きたいのは、ありえないと、させないという趣旨のご答弁されたから、させないなんていうね規制はかけられないでしょって言ってるんですよ、自由でしょと。天下りたかったら行くやん。行くからね、止められないでしょということなんです。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

私ども先ほどの答弁が、ちょっと行き届かなかった答弁で申し訳ございませんでした。

今、委員がおっしゃったとおりにはなるとは思うんですけども、はい、その辺のところです。よろしくお願いします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

天下りは本人がやりたかったらあるということなんですよ。

それはそれとして、細かいところは一応、今お聞きしたので、ちょっと大きいこの協定そのもののことをお聞きしたいんです。さっきの3条の情報公開のところも含めていろいろお聞きしてましたけど、この協定書の原案です。今回のこの協定書の作成したのも誰やねんというところで、ちょっとせんだって担当課にお聞きしました。町の職員が作りましたというお話だったんですけど、やはり立てつけね、全体の立てつけを見ると、どう見ても民間業者が作った契約書のフォーマットなんですよね。特に、さっき私が言った3条なんて明らかに行政が作った内容じゃないからね。本当に町の職員が作ったのかというところが疑義があるのが1点。

町の職員が作ったと言っている今回の協定書の原案ですよね。多分、何か文字を打ってつくったということなんでしょうけど、その原案そのものがあるかと聞いたら、ないですと。もう業者側に原案を提供して、上書き、上書きで修正していったから、もともとどういう素案、今回の協定書の素案をつくったのかも原本、原案ありませんということやったんですけど、従前から記録がないという問題はずっと指摘してるじゃないですか。

今回、聞いたら決裁も取ってへんから、もうその原案そのものも、もう紙でも何にも

残ってないという話やからね。どういう素案を町のほうが町のメリットになる、住民のメリットになるというか、町が目線で作って、それを業者側に提供して、どういう部分を業者側がいじって修正して、変遷を経て今回のこの最終案になっていったのかと、結局、分からない、住民は検証できないわけでしょ。

それが、なぜ今までずっとそういう記録を残さないんだと指摘されているのに、また同じ記録を残さないということをしているのか、そこが私はすごい疑問なんです。何で検証できないようなそんな事業の進め方をしているのか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

まず、最初の質問かと思いますが、原案をつくってるのは町の職員、うちの職員です。

あと記録が残ってる残ってないの話なんですけれども、いわゆるその原案については、データとしては残ってはありますけれども、そのデータに基づいて相手と交渉した、いわゆるその議案等についてはないと。

データはある。いわゆる電子データは残ってるんですけれども、要はその電子データは残ってるけど、それに対していわゆる起案決裁は取っていないと。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、あれですか、原案のデータがあるんやったあるんでいいんですけど、それが例えばね、我らでも議会だより、最初、原稿、初案つくって、何回か業者とやり取りして、どこの部分を修正したかと、私は残してますわね、どこを修正したかとか。そういうことなんです。そういうどこの部分を何回目でどういじって、最終ここになりましたよと、その形成過程ですね、そこが分かるようにはなってるんですか。

1回目どこをいじった、2回目どこをいじったとか、そういうところですね。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

データ上は分かるようになっているということです。

委員（勝元由佳子議員）

分かるってことですか。

そしたら私が聞いたのが、そもそも間違えてたというか、あるんですね。どこをどういじってこれに至ったのかというところはチェックしようと思えばチェックできるというところですね。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

その辺のところの担当課でキャッチボールしてるというようなワードの経歴とか履歴とか、今全部、そのワードでここを消しましたねとかというようなデータは残ってますので、その辺は残っております。

ただしですね、そのやり取りの過程を一回一回、今回キャッチボールする中で一文削除しましたよというのを一々決裁、課長までの決裁とか部長までの決裁という決裁行為はしてませんけれども、そのやり取りをした結果の中で、最終校正ができた段階で決裁を上げると。これは事務的な仕事の段階だと思いますので、その辺のほうはご理解ください。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。細かいところは毎回、毎回そんな決裁は取らなくてもいいと思いますけど、私、ちょっと担当の方にも言いましたけど、多分、どの部署でも町の持ってる情報外に出すときって、これを出していいかというのは多分、上の判断を仰いでいると思いますからね、そこはちょっと怠ってると思いますけどね。そこだけね。

あと今回、この協定内容自体、法規チェックしてませんということやったんですけど、だから多分、3条とかほかのいろいろなところ、「ん？」というところが出てきてるんだと思うんですよ。

こういう何というんですかね、契約書類に類するものですよ、法的効力を示すものをちゃんと町の中で法規チェックしてないということ自体が、そんな協定書どうやねんというところがあるんですよ。

実際、やはり条例を無視して、それやったら条例のことを触れて、条例に基づいてこ

うしますと書いてなあかんところも書いてなかったりとか、完全に何か民間フォーマットの内容になってるから、そんな協定書ありなのかと、そもそも思うんですけど。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

今回の実施協定でございますけれども、設計及び許認可の実施主体や費用負担を定めるもので、町のほうで不利益となるような条項はなく、仮に法律の確認業務を委託したとしても、単に文言や条項の整合確認というふうな作業になりますので、通常文章作成と同様、庁内で確認を行ったところでございます。

今後、施設建設に係る実施協定、施設運営に係る実施協定の締結に際しましては、本町の金銭的な負担等も含まれてきますので、その際には法規チェックをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

私が言ってるのは多分、総務課レベルのチェックなんです。別にそんな委託というんですか、専門の弁護士なり、そこに委託してそんな経費使ってまでやれというそんなレベルのことじゃない。町内の法規部署なりでもチェックできる範囲のことをしてないでしょというところでは言ってるんです。それはしてるということでもいいんですか。

私は一応、法規チェックしてませんと聞いているから質問してるんですけど。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

今回については総務課のチェックを受けていないということでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そうでしょう。弁護士云々じゃないんです。やはり町としてこういう大きい事業で契約的なものをやるのであれば、最低限の法規部署のチェックを受けるのが基本じゃないんですかね。それをすっ飛ばしてるって。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

ご助言ありがとうございます。今後、そのような形で、実際のところ、うちのところの総務課というところで法規をつかさどっている部署がございますので、その辺のところは、事業を進めていく中でいろんな相談するということは、相談を積極的に横とのつながりというのをやっていきたいと思っております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今後されるということですけど、今後はよしとして、今、問題になってるのはこの協定書ですからね。だから言ってるんです。

さっきも質問した住民に情報がどこまで開示されるのかというところも、今後も改善しませんというところでおっしゃってるから、正直、この協定内容を見る限りですけど、修正せなあかん内容じゃないかと私は思ってますし、それをもうこのままいっちまうんだと言うんやったら、それは逆に誰が責任取ってくれんねんと、私は聞きたいです。

最終、この協定書の中身について誰が責任を持つんですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

最終的な責任は忠岡町が持つと。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それは分かってます。実際、誰ですか、町長ですか、部長ですか、副町長ですか。そこを聞いてるんです。

結局いつも問題が起きたら逃げ切りだから聞いてるんです。誰が責任取るんですかと。責任を持ってくれてるのか、この内容に。

そこです。それがなかったら、そんな逃げ切りの感覚でこんなものをつくって、出されて協定だけ締結します。で、その後のことは知りませんとされたら、住民はたまったもんじゃないから言ってるんです。責任の所在をはっきりしてください。誰にあるのか、誰が持ってくれるのか。当たり前ですよそんな。みんな、俺ら知いらないと、全員が町の職員、町長以下が言ったら、責任の所在ないじゃないですか。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

私から言うのはおこがましいんですけども、町の責任というのは最終判断者は町長になると思います。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そうですね。

じゃあこの内容は、最終、杉原町長が全部、全責任を負っていただいているという認識でいいんですよね。

町長（杉原 健士）

これに限らず大体、町が責任あるというのが多いん違いますか。いろいろな問題で、この事案に限らずね。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それは何でもそうなんですけどね、責任の所在は。

ただ、今までのいろいろな事例を見ていて、何か問題とかあったときも、結局、責任を誰も取らずにいたりとか、この事業もそうですけど、過去にいろいろな質問に対して各職員の方々、ご答弁していただいて、で、私も賛成議員の1人です。賛成して、この事業を公民連携進んでいってます。

結局、賛成議員の私個人としては、先ほど、議決を得たからこの事業を進めてますとおっしゃってましたけど、議決を得るための私が賛成する前提条件、議決を得た後をひっくり返して反故にして約束を破られてるというのがあるからね、そんなんとかも含めて。で、その後、誰も責任も取らずに今、現に至ってるから、そういう部分も含めて聞いてるんです。

なのでこの協定については、今ご答弁されてるので、そこはちゃんと責任は何かあったら取る覚悟でやっていただきたいと思いますけどね。逃げ切りセーフはやめてくださいということだけは重々申し上げておきます。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他に。

河瀬議員。

委員（河瀬成利議員）

ちょっと今の質疑と答弁と聞いてたんですけど、答弁される方なんですけどもSPCさんとか、以前、三木市へ、三木リサイクルセンターに視察に行きましたよね。

そのときに、係員等に質問したら的確な答えがばちっと返ってくるわけなんですよね。今現状、新城部長とか小倉次長とかいろいろやってもらってるんですけども、そのSPCさんとレクチャーというかですね、その話合いというのか、それはどのぐらいの頻度でやってるんですか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

別の業務にも及ぶんですけども、月例会議は月1回、必ず持っているというところがございます。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

思うんですけど、やはり今、聞いてたら答弁が何かちょっと弱いような感じがするんですよ。それで、皆さんも全然、専門家でもないし、もっと月に1回、例月か月例か月に1回ほどやってると思うんですけど、三木市まで行ってレクチャー受けてこいじゃないんですけども、実際、いい例が、どこまで空気汚染というんですか、岸貝は高石までやってるとか、こんなリサイクルセンターに聞いたら一発で答えてくれるん違うんですか。「今現状リサイクルセンターはどの辺まで距離、考えていらっしゃるんですか」と言ったら、「10キロですね。山ばかりやから、何の問題もないです」とか、いろいろそういう答えが返ってくると思うんですよ。

もう一つは、大体、質問される方って決まってるし、質問されることって大体、想定できると思うんですよ。そしたら、この今の現状で、昨日でもおとついでも構へんから、もっとSPCさんと連絡を密に取って、こういう質問が多分来るといいますとか、何かそういう言い訳じゃないけどもっと的確に答えられるように、もっと頻度を高めてレクチャーを受けたらどうなんですか、その辺はできるんですかね。

産業住民部（新城正俊部長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

ご忠告ありがとうございます。そのような形で事業を推進していくという中では、事業者とのこういうレクチャーする機会とかそういうのも必ず必要になってきますので、その辺のところは積極的にしていくというような形でご答弁させていただきます。

それとですね、実際このような場でどのような質問が飛んでくるというのはある程度うちところも想定した形でこの場、職員一同、臨んでおるんですけども、ちょっといろいろな形でイレギュラーな質問が飛んできたりした場合ですね、ちょっとうちとこのほうも必ずかちつとした質問をやはりこちらから発信するときには、正確な答弁をしたいと思っておりますので、その辺のところは今以上に事業者、それとまた私らの職員のレベルというのを上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしときます。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

もちろん契約というのは一番難しいと思います。今、総務にも相談してないとか何かそういうことを聞いたらね、そうじゃないやろと、「えっ」と思うわけ。僕らでも「え

っ」思うので、その辺の縦割りじゃないんやけども、そこを言ってるんですよ。

私がいつも言うのは、縦割りはもうやめとけと。ちっちゃい忠岡の職員、そんな和泉市や岸和田の20万人都市と違うんやから。そこをきっちりと、何につけてもその縦割りというのはちょっとのけて、ちょっと手伝ってくれやと、ちょっと教えてくれやと。それでSPCに教えてくれやというのを、もっとどんどんどんやっていかんと、もうどんどんどん肅々この計画が進んでいくんですから、それに追いついて追いついて答弁してもらわなあきませんので、その辺のところもうちょっとよろしく願いたいと思います。

以上です。

委員長（前川和也議員）

他にご質疑はいかがでしょうか。

はい。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっと協定書じゃないんですけど、昨日、分かったので聞くんですけど。私、開示請求をこれまで、このプロポーザルの件、開示請求をさせてもらってて、ちょっと黒塗りやったから、ちゃんと公開せよと言って審査請求させてもらってて、やっと昨日、町のほうから開示されました。

情報公開審査会のほうも、こんな大きな事業の意思形成過程は当然、住民から求められたら、説明責任を果たすべきだと、当たり前のことを答申書を出していただいて、こちらの言い分を聞いていただいてやっと昨日、開示資料が出てきたのでこの場で取り上げさせてもらいます。

プロポーザルの委員さんで、やはりこれまで指摘していたとおり1人だけ異様な高得点つけた委員さんがおられて、その委員名を開示されて昨日見てみましたら、やはり大栄環境さんのビジネスパートナーでおられる小野田委員でしたね。

前回のこのごみ処理特別委員会だったと思うんですけども、たしか町側の説明だと、この異様な高得点をつけたお一人のこの方、委員さんが0点というかね、この方がいなくても合格ラインに達してるんですよと、おっしゃってたんですけどね。

5人の委員中、ほかの3人さんというのは大体平均70点ぐらいなんですよ。お一人が54点と、ごっつい低いんですよ。そもそも低いのに、もう一人の委員が0点でも合格すると、その基準そのものがちょっとおかしいと違うかと、そんな低い点でも合格できる点というのがね。

違うということでしょう。そこですけどね、今回のことだけに限定するんやったら、こんなごみ処理特別委員会なんて持つ必要もないですし、そもそもこれだって昨日、出てきたんですよ。昨日、公開されたんですよ、審査請求をずっとしてて。

もともとずっと忠岡町は非公開にしてたわけですよ。それを、過去に分かったこと

を今、出してるんやったら申し訳ないんですけど。そもそもこの公民連携の相手先を決める過程がおかしいんじゃないかと。つい昨日あたりに分かったことをここで取り上げへんと。じゃあどこで議会は取り上げるんですか。

委員長（前川和也議員）

この特別委員会はいくまでもそのときに上程された資料でありますとか、説明内容の範ちゅうでご質疑をいただくということで、この１０回まで進めてこさせていただきました。

この１０回目にそういうこと言われても、ちょっとなと思いますので。また別の機会ですていただけたらなというふうに思います。

委員（勝元由佳子議員）

どこですか。どこで問題に取り上げるんですか。このごみ処理特別委員会なんてものを議会でわざわざ立ち上げてやってる中で、大事な部分、この公民連携の大事なことを取り上げへんだったら、どこで議会は取り上げる気なんですか。

私、議会として聞いているんです。

皆さん、こんなん平気なんですか。

議長も委員長もほかの方もですけど、そんな、この今回のこの議案、上程された内容にしか触れたら駄目ですなんて、そんな進め方してて住民に説明責任を果たせるというか、責任取れるんですかと、私ほんまに根本的なところを聞きたいですわ。１住民としてもすごい不満です。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

理事者は今、勝元議員が言われたことについて答弁できるでしょう。ちょっと答弁。違うよ、委員長じゃないけど、答弁してないから答弁したらいいん違うかと言ってるだけです。

委員（勝元由佳子議員）

それは委員長の役割です。

委員長（前川和也議員）

議事を整理します。

もう１０回目まで来て、今さらちょっとそれ言われるというのもちょっとどうかなというふうに思うんですよ。

それと、もうその設立時のときに。

委員（勝元由佳子議員）

今まで10回そうやったからと言いますけど、そもそもその縛り自体もおかしいですし、毎回のごみ処理特別委員会に出してきた内容しか取り扱ったら駄目となると、じゃあその今回、出てきた今回やったらこの協定書のことですよね。協定書以外のことに触れたら駄目となると、それ以外のそれこそ今回みたいに、いや、昨日出てきましてんとかって、そんなん。

(不規則発言あり)

委員（勝元由佳子議員）

いや、委員会の在り方そのものを聞いてるんですよ、そうやって質問するなという、それが議会として職責を果たしてるんですかと。

委員長（前川和也議員）

理事者の方、ご答弁できますか。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

審査基準についてですけれども、これについては審査員にもきっちり内容を見ていただいた中で、今回プロポーザルによる点数と、いわゆるその書類審査による点数この2つの合計点で最終な評価の判定をさせていただきました。

議員おっしゃるとおりゼロ点やったと、ゼロ点とした場合、また54点と低い点数の者がいてはるところでございしますけれども、書類審査のほうで一定の点数を取っておれば評価の点数が低くても合格ラインには達していると、そういうところで最終、優先交渉権と決定したところでございますので、よろしくお願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（前川和也議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ということは、結局、この専門家も入れたプロポーザルの審査会ですよ、審査会は意味ないということですね、逆に今の答弁をお聞きすると。書類審査が全部、ほぼ全てで、この専門家あるいは住民さんたちのチェックは意味をなさないという答弁なんですよ、今の答弁。

で、ちょうど昨日、どの委員が何点どこに何点つけたかというのが出てきたから見ますと、特に専門家2名入ってるんですね、小野田教授と大下教授、京大の先生と。

お一方の京大の先生は「非常にいい」なんて1つもつけてないんです。点数は低くな

いんですよ。

ただ、同じ専門家なのにすごいちょっとチェックの内容がやはり開きがある。そこでやはり住民から見ると、同じ専門家でこのチェックというか評価が分かれてるこの公民連携はいかなものかとも思いますし、公認会計士の方が一番低い点数だったんですね。

そこまである程度、専門的な視点をお持ちの方の中で、これだけ点数差が開いてるというのが、ちょっとやはり疑義が残るというか、果たして本当に大丈夫なのかと、今、今頃になって出てきたから私言ってるんです。

議長（北村 孝議員）

さっきのことにちょっと戻るけど、うん特別委員会だからそりゃあいろいろなお話ししてもらってもいいですよ。今日のところはこの出された資料に基づいてやっていただくということで、委員長もちょっと私もあれですけど、「ほかのことを言うたらあきまへんで」と、そんなことは思ってません。今日のところはこれで特別委員会終わりではないので、また、いや、設けてほしいんだと言うんだったら、また、委員長とも相談しながら、別に。毎回、毎回いろいろなものが出てくるわけではない。

基本的には毎回、定例会のときにやろうということなので、そのときまた設けてやりますので、今日のところはこの資料に基づいてやっていただければありがたいなと。

そういうことなので。

委員（勝元由佳子議員）

それならちょっと聞いていいです。

私去る身で言うのもなんですけどね、今おっしゃったみたいに、別途で開きますよと、議長はおっしゃってくれてますけど、これまでだって、たしか何回か特別委員会、このごみ処理のことをほんなら開いてほしいとか、聞きたいことがあるということは申し上げさせてもらったことがあると思います。

ですけど結局、過半数というのか何なのか分かりませんが、開かずに今までずっと来てますよね。なので、今までずっと毎回の特別委員会で決めたお題のことしか、その内容の範囲内しか触れちゃ駄目ですよで来てるんですよ。

だから、果たして今後、議会のどの会派の議員の方が疑義を感じたとして声を上げたとして、こんな議会として、それをちゃんと問題視して取り上げる場が果たして本当につくられるのか。今回で言ったらこんなね、今になって出てきたこんな情報を基にちゃんと問題として取り上げる場を持っていただけなのかというところは。

議長（北村 孝議員）

ここからのことはちょっと議員間協議になりそうですね。さっきの質問、答弁のこともうちょっと、あれやったら進めるんで。あの、全く封じるっていうか、意見言わせないってことは全く考えてませんので。これまでのことは反省をいたします。

委員（勝元由佳子議員）

そこはちゃんと、そしたら約束はしてくださいね。

委員長（前川和也議員）

他にどうでしょうか。

委員（是枝 綾子議員）

ごみ処理特別委員会は大体、議会ごとにしか開かれていないということですよ。議会ごとに、でもないですか。

議会事務局長（柏原 憲一）

それは議員間協議の話ですよ。また一旦理事者に出てもらって、また皆さんでやられたらどうですか。

委員（是枝 綾子議員）

じゃあ、議員間協議があるということなので、そしたら、そこで。

委員長（前川和也議員）

はい、設けるということですね、議員間協議ね。

この議案に関する質疑については、ほかはいかがでしょうか。

委員（勝元由佳子議員）

最終、確認ですけど、もうこれは今日のいろいろ出た意見とか声というのは、この今回の協定書にはもう反映しないということですよ。もう変えないよと、町側の意向でやってしまいますよということですよ。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫次長兼生活環境課長）

この協定案で決裁を取って進めていきたいというふうに考えております。

委員（勝元由佳子議員）

はい、分かりました。

委員長（前川和也議員）

それでは、これにて質疑を終結いたします。

閉会に当たりまして、町長よりご挨拶をよろしくお願いいたします。

町長（杉原健士町長）

慎重にご審議ありがとうございます。私も忠岡町を愛する身でございます。何も公害をまき散らしてとか、そういうことは毛頭ございません。

S P Cのほうともしっかりと接触しながらですね、来るところにはしっかりと協定書を結ぶなりいろいろなことをやっていきますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

委員長（前川和也議員）

これにて閉会いたします。

（「午後0時34分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年9月27日

ごみ処理施設調査特別委員会委員長 前 川 和 也

ごみ処理施設調査特別委員会委員 河 野 隆 子